

令和8年かすみがうら市教育委員会3月定例会 会議次第

日時 令和8年3月26日(木) 午前9時～
場所 千代田コミュニティセンター 視聴覚室

1 開会

2 あいさつ

3 教育長報告

4 議題

- (1) 議案第11号 かすみがうら市産業医の委嘱について
- (2) 議案第12号 かすみがうら市公立学校医等の解職及び委嘱について
- (3) 議案第13号 かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第14号 かすみがうら市自家用車の公務利用に関する取扱要項の一部を改正する訓令について
- (5) 議案第15号 かすみがうら市教育振興基本計画策定委員会設置要綱を廃止する訓令について
- (6) 議案第16号 かすみがうら市地域学校協働推進員設置要綱について
- (7) 議案第17号 かすみがうら市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
- (8) 議案第18号 令和8年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について

【追加議案】

- (9) 議案第19号 かすみがうら市教育委員会の公民館長の職員について
- (10) 議案第20号 かすみがうら市教育委員会事務局職員人事異動について

5 その他

6 閉会

令和8年かすみがうら市教育委員会3月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和8年 3月26日(木) 開会 午前 9時00分
閉会 午前10時20分
- 2 開催場所 千代田コミュニティセンター 2階 視聴覚室
- 3 出席委員 教育長 井坂庄衛
委員 稲生耕一(教育長職務代理者)
委員 坂本雅子
委員 梶本梓
委員 松信亮平
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者
教育部長 仲澤勤
学校教育課長 斎藤隆男
生涯学習課長 山口由晃
教育指導室長 坂本篤也
歴史博物館長 山口浩史
図書館長 鈴木教男
生涯学習課 主任 福島真
学校教育課 課長補佐 中村基紀(書記)
学校教育課 学校教育担当 栗原希(書記)
- 6 議題
 - (1) 議案第11号 かすみがうら市産業医の委嘱について
 - (2) 議案第12号 かすみがうら市公立学校医等の解職及び委嘱について
 - (3) 議案第13号 かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則について
 - (4) 議案第14号 かすみがうら市自家用車の公務利用に関する取扱要項の一部を改正する訓令について
 - (5) 議案第15号 かすみがうら市教育振興基本計画策定委員会設置要綱を廃止する訓令について
 - (6) 議案第16号 かすみがうら市地域学校協働推進員設置要綱について
 - (7) 議案第17号 かすみがうら市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

(8) 議案第18号 令和8年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について

【追加議題】

(9) 議案第19号 かすみがうら市教育委員会の公民館長の職員について

(10) 議案第20号 かすみがうら市教育委員会事務局職員人事異動について

7 その他

なし

8 傍聴者

なし

9 会議の概要

開会 午前 9時00分

- 事務局** 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしく願いいたします。
- 教育長** おはようございます。
それでは、本日は4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。
これより、令和8年かすみがうら市教育委員会3月定例会を開催いたします。
最初に、事前に送付いたしました2月定例会及び3月臨時会の会議録につきまして、訂正等のご連絡がありませんでしたので、こちらを決定稿とさせていただきます、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。
続きまして、「教育長報告」について私からご報告させていただきます。

(資料に基づき3～4月の教育長動静について報告)
- 教育長** ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)
- 教育長** 特にございませんか。
それでは議事に入る前に、令和8年かすみがうら市議会第1回定例会において、教育委員会に関する一般質問がございましたので、その内容について教育部長より報告をお願いいたします。
- 教育部長** それでは、別途配布しております一般質問及び答弁の内容についての資料をご覧ください。
令和8年市議会第1回定例会における一般質問及び答弁内容の概略について、ご説明いたします。

会期は2月26日から3月19日までの22日間のうち一般質問は3月11日、12日の2日間でした。発言通告は6名の議員からあり、そのうち、教育行政への発言通告は3名の議員からありました。

まず1人目の鈴木更司議員ですが、「飼い犬と野犬及び飼い猫と野良猫の対応について」の質問主題のうち、4点目の戸沢公園運動広場内においてリードを外し、ドッグラン同様の利用が散見される。利用方法としての問題はないか、また規則等があれば何うの質問に、教育部長からの答弁で社会体育施設での飼い犬の散歩自体に問題はありませんが、リードを外しての放し飼いや芝生での糞尿の放置など、施設利用として好ましくない行為が見られます。これらの行為は、施設の条例には明記されていないものの、廃棄物処理法や茨城県動物愛護条例などに違反する可能性があることから、関係部署と連携して適正利用の周知を行い、啓発看板の増設や管理人による注意喚起などの対策を進めていく旨を答弁しております。

次に質問主題2番目「市内施設の利用時間について」で、2点目のわかぐり運動公園の利用可能時間について何うの質問に、教育部長からの答弁でわかぐり運動公園の利用時間は、公園全体として午前9時から午後10時までと定められており、管理人は利用開始30分前に開門し、施設貸出の準備を行っています。また、大会など特別な理由で早い時間から準備が必要な場合は、事前に生涯学習課へ連絡することで鍵の貸し出しに対応している旨を答弁しております。

次に2人目、塚本直樹議員からは、「市内小中義務教育学校の統廃合について」の質問主題で、1点目の市内小中義務教育学校における現在の児童生徒数及び学級編成について何うの質問があり、教育長からの答弁で令和7年5月1日現在、市内の児童生徒数は小学校・義務教育学校前期課程が1,600人、中学校・後期課程が924人で、合計2,524人となっています。学級編成は小学校が1学級35人、中学校が1学級40人を基本とし、市全体での普通学級数は小学校55学級、中学校28学級です。今後も出生数の減少により、児童生徒数と学級数のさらなる減少が見込まれる旨を答弁しております。

また、これに対する再質問では、市内における出生数の減少は、具体的にどのくらい見込まれるのかを何うの質問に、教育長からの答弁で住民基本台帳を基に児童数の推移を把握したところ、新1年生は令和8年度では203人、令和13年度は166人まで減少する見込みで、年々減少傾向にあります。市内の児童生徒数は、令和7年度は2,524人から令和13年度には1,846人となり、現在より678人減少する見込みである旨を答弁しております。

さらに、霞ヶ浦北小における令和8年以降の新1年生の見込みについての再質問に、令和8年度以降12人、19人、12人、12人、14人で、令和13年度は7人と見込まれ、全校生で76人まで減少すると推計されていると答弁しております。

次に2点目「現時点で統廃合の対象となっている学校はあるか何う」の質問に、教育長からの答弁で教育委員会は、子どもたちのより良い学習環境の確保を目的として、市学区審議会へ学校の適正規模について諮問し、答申を受けました。

この答申結果によると、現時点では霞ヶ浦南小学校と霞ヶ浦北小学校が統合の対象校と考えられる旨を答弁しております。

また、これに対する再質問では、統廃合が実施された場合、児童の通学や教育環境にどのような影響があるのかの質問に、学校の適正規模化により、クラス替えができるなどの効果も見込まれます。一方で、学校統合に伴う環境の変化への不安に配慮し、統合前に児童同士の交流機会を設ける

ことや、通学についてはスクールバスの経路見直しなどを行い、安全な通学手段の確保に努める旨を答弁しております。

さらに、再質問で霞ヶ浦南小・北小を統合する際は霞ヶ浦南小を統合校とするのかの質問に対し、現状の両校の施設状況などを比較し、施設の規模や附属施設、中学校との連携等を考慮すると霞ヶ浦南小への統合の優位性が高いと考えている旨を答弁しております。

次に3点目の今後どのような対策及びスケジュールを考えているのか伺うの質問に、教育長からの答弁で今後は学校適正規模化計画の中で具体的な対策やスケジュールを定めます。その後、統合対象校の保護者や地域住民へ計画内容を説明し理解を得たうえで、学校統合準備委員会を設置して新しい学校の準備や調整を進めます。最終的には、令和10年4月に新統合小学校の開校を目指す旨を答弁しております。

また、これに対する再質問では、学校適正規模化計画の策定期間と統合までの2か年の具体的なスケジュールはどのようなものかという質問には、令和8年度の早い時期に、計画の(案)を策定し、学区審議会に諮り正式な計画としたい旨とその後保護者や地域の皆さまへの説明の機会を設けたいと説明しています。ここまでを令和8年度の前半に行い、その後は学校統合準備委員会等の組織を発足させ、1年半ほどかけて学校統合に向けた様々な協議をしていただく旨を答弁しております。

次に質問主題2番目「第2常陸野公園の利活用について」で1点目の第2常陸野公園の現状について伺うの質問に、教育部長からの答弁で同公園はアウトドアフィールドとしての活用を目的に、令和6年度に公募を行い民間企業と賃貸借契約を締結しましたが、同社からの申し入れにより契約解除となりました。その後、第2優先交渉権者と協議を行ったものの、事業実施が難しいとの理由で協議は打ち切りとなりました。現在は、業種を限定せず新たな事業者を広く検討するため、方向性が決まるまで担当課を経営企画課が対応することとなりました。現在は、市有地として近隣住民に影響が出ないよう、街路灯の管理や巡回など必要最低限の維持管理を行っている旨を答弁しております。

また、これに対する再質問では、桜の季節など時期を限定して開放する考えはあるかの質問に、同公園は、条例から除外したことにより現在は普通財産の位置付けとなっています。一般に開放する施設として安全面に考慮した管理を行っていない状況であり、開放することは難しい旨を答弁しております。

次に3人目、佐藤文雄議員からは「生活困窮者支援について」の質問主題に、1点目が就学援助の徹底した広報と拡充について伺うの質問があり、教育部長から就学援助の広報は、市ホームページへ掲載するとともに、年度当初の全児童生徒の家庭への紙による案内通知に合わせ、マチコミメールを配信することで周知漏れがないように努めています。また、新1年生の家庭には、就学児健康診断の案内通知に同封し、就学前周知に努めています。中学校へ進学する6年生の新入学生徒学用品費などは、6年生時点で認定された方に事前に支給している旨を答弁しております。

また、再質問では、高額な修学旅行費の事前支給について伺うの質問には、市内の修学旅行費の平均値は85,000円程度と大きな保護者負担となっているため、前倒し支給について検討しましたが修学旅行に不参加や参加後に非認定となった場合の返金が懸念されます。このことから、現段階においては従前の取り扱いの事後払いが妥当であるとの判断している旨を答弁しております。

説明は、以上となります。

教 育 長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何か質問等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 特にございませつか。
それでは、議事に入りたいたと思います。
議案第11号「かすみがうら市産業医の委嘱について」を議題といたします。事務局学校教育課より説明をお願いいたします。

学校教育課長 資料3ページをご覧ください。
議案第11号「かすみがうら市産業医の委嘱について」になります。
標記の件について、かすみがうら市立学校管理規則第20条の規定に基づき、別紙のとおり委嘱したく、教育委員会の議決を求めものございします。
資料4ページをお願いいたします。
新たに産業医として委嘱する者として、資料のとおり●●●●(●●●●●●●●)先生になります。任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間となります。ちなみに、前任者は●●●●の●●●●先生でしたが、任期満了に伴い新たに●●●●先生をお願いするものございします。

教 育 長 ただいまの説明について、何か質問等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 質疑がないようですので、議案第11号については原案のとおり決することにご異議ございませつか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。
次に、議案第12号「かすみがうら市公立学校医等の解職及び委嘱について」を議題といたします。事務局学校教育課より説明をお願いいたします。

学校教育課長 資料5ページになります。
議案第12号「かすみがうら市公立学校医等の解職及び委嘱について」になります。
標記の件について、かすみがうら市立学校管理規則第20条の規定に基づき、別紙のとおり解職及び委嘱したく、教育委員会の議決を求めものございします。

資料6ページになります。
まず、1の解職者になりますが、資料のとおり●●●●(●●●●●●●●●●)。任期は、令和2年4月1日から令和8年3月31日までとなり、下稲吉中学校の学校薬剤師になります。

次に、2の新たな委嘱者ですが、資料のとおり●●●●(●●●●●●●●●●●●)。任期は、令和8年4月1日から、●●●●氏の後任となり下稲吉中

学校の学校薬剤師となります。

なお、参考として資料7ページから8ページに令和8年4月1日以降の学校内科医、学校歯科医、学校薬剤師等の一覧となっておりますので後程ご確認ください。

教 育 長 ただいまの説明について、何か質問等がありましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑がないようですので、議案第12号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。
次に、議案第13号「かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局学校教育課より説明をお願いいたします。

学 校 教 育 課 長 資料9ページになります。
議案第13号「かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則について」になります。
かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

資料15ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

今回の改正は、別表2の内容について改正するものです。この規則において、居住地により就学すべき学校を指定しておりますが、第7条におきましては就学すべき学校を変更して就学する学区外就学というものと、第8条において市内に住所を有しない児童生徒が市内の学校に就学する区域外就学について定めており、この学区外就学、区域外就学の許可基準として今回改正する別表2によりその許可基準を示しているものです。

改正の内容についてですが、学区外・区域外就学を希望する保護者からの申請により学校教育課内で別表2に定めている基準により許可・不許可の判定を行っておりますが、学区外・区域外就学の許可基準については、現行の表現では解釈が明確でない部分があるため、事務の実態に合わせてより明確な表現に改正するものです。

例えば、資料16ページ中段に記載している家庭の事情による理由の一つとして保護者の勤務状況により児童生徒の下校後の監護者に欠けるため、希望校近くの祖父母宅や親類等の家に預ける場合の要件のうち、太字で示している「希望校近くの」という曖昧な表現を「希望校の学区内に住所地のある」と改正しています。従前の「希望校近くの」の表現ですと、預け先と就学希望校が合致していない場合でも許可が可能であると解釈されることも考えられます。実際の児童生徒の登下校の安全性や学校における児童生徒の安全管理の観点から預け先も就学希望校の学区内にあることが必然であると考えられ、その他事務執行上において運用を統一するため改正をしています。

説明は以上になります。

教 育 長 ただいまの説明について、何か質問等がありましたらお願いいたします。

稲 生 委 員 具体的な事例について、もう少し説明をお願いします。

学 校 教 育 課 長 過去の実例として、区域外就学において市外に転出後、元の学校に通いたいという希望があり、その際に預け先として希望する学校の学区外であったケースがございました。

従前の「希望校近く」という表現では、このような場合でも許可できると解釈される恐れがありました。今回の改正は、預け先を希望校の学区内と明確にすることで、登下校の安全性や、他の児童生徒との公平性を確保するものです。

また、担当者が変わっても解釈に差が出ないように、基準を厳密にすることも目的としています。

稲 生 委 員 「近く」という曖昧な表現を「学区」とすることで基準が明確になるという理解でよろしいでしょうか。

学 校 教 育 課 長 お見込みのとおりでございます。

教 育 長 その他にご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 それでは、議案第13号については原案とおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、原案とおりに可決されました。

次に、議案第14号「かすみがうら市自家用車の公務利用に関する取扱要項の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

事務局学校教育課より説明をお願いいたします。

学 校 教 育 課 長 資料21ページになります。

議案第14号「かすみがうら市自家用車の公務利用に関する取扱要項の一部を改正する訓令について」になります。

かすみがうら市自家用車の公務利用に関する取扱要項の一部を改正する訓令について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

この要項につきましては、市職員と同様に教育委員会事務局職員も適用することから今回の議案となっているところでおります。

資料22ページの下段の新旧対照表により説明をさせていただきます。

改正後のように太字で示されている内容のとおり改正するものでございます。この要項におきましては、太字で示されているかすみがうら市職員の旅費に関する条例を引用しており、引用元が改正されたことに伴いまし

て、該当する当該要項も改正が必要となります。

なお、改正後の内容において黒丸となっているものにつきましては、告示前であり、番号が決定されていないことから現時点では黒丸とされているものでございます。

説明は以上になります。

教 育 長 ただいまの説明について、何か質問等がありましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑がないようですので、議案第14号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第14号については、原案とおり可決されました。
次に、議案第15号「かすみがうら市教育振興基本計画策定委員会設置要綱を廃止する訓令について」を議題といたします。
事務局学校教育課より説明をお願いいたします。

学 校 教 育 課 長 資料23ページになります。
議案第15号「かすみがうら市教育振興基本計画策定委員会設置要綱を廃止する訓令について」になります。
かすみがうら市教育振興基本計画策定委員会設置要項を廃止する訓令について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。
訓令の内容につきましては、資料24ページになります。
この要綱につきましては、定例会資料には廃止するという一文だけとなっておりますが、市の教育振興基本計画を策定するにあたり、策定委員会を設置しておりました。その設置について定めていた要綱となります。
教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の計画を参酌しまして、地方自治体においても計画を策定するよう努めなければならないとされております。策定については努力義務という位置づけとなっております。
この基本計画におきまして、昨今の状況を鑑みますと、茨城県においては、県行政全体全般について定めている総合計画というものがあり、その総合計画の教育行政に関する部分を教育振興計画と同じものとして示されております。
要するに県の基本計画とは別に教育振興基本計画を策定していないということでございます。本市におきましても、次期市教育振興基本計画につきまして、市の総合計画における教育に関する部分をもって代える扱いとしたいことから関連する要綱を廃止するものでございます。説明は以上でございます。
なお、補足として資料を配布させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

教 育 長 資料の配付をお願いいたします。

(資料の配付)

学校教育課長

配付しました資料は、茨城県の教育プラン（茨城県教育振興基本計画）の内容となります。

茨城県も元々は茨城県教育振興基本計画を別に策定をしておりましたが、令和4年からいばらき教育プラン（茨城県教育振興基本計画）としております。2の内容についてになりますが、「茨城県総合計画は、県政運営の指針であり、その教育に関する部分は、本県の教育に関する総合的な施策の目標や基本方針を定めるものであることから、茨城県総合計画の教育に関する部分をもっていばらき教育プランに代えることとします」と示しており、茨城県総合計画の教育に関する部分をいばらき教育プラン＝茨城県教育振興基本計画となっており、示されているものとなっております。

ちなみに、当市では令和8年度までは市教育振興基本計画は策定されておりますので、令和9年度からは茨城県と同様な形をとらせていただきたいと考えております。説明は以上となります。

教 育 長

かすみがうら市教育振興基本計画を今後は策定せずに、市総合計画の中に位置づけるという形になるということですね。

学校教育課長

総合計画と教育振興基本計画と策定期間が同じで、期間5年間となっております。総合計画は10年計画のうち前期計画、後期計画という形で、現在市長部局で策定を今進めているところです。

つまり令和9年4月から新しい計画ができる形であり、市教育振興基本計画の策定のタイミングが同じとなっております。

教 育 長

その他にご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

それでは、議案第15号については原案とおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、議案のとおり可決されました。

次に議案第16号「かすみがうら市地域学校協働活動推進員設置要綱について」を議題といたします。

事務局生涯学習課より説明をお願いいたします。

生涯学習課主任

資料25ページになります。

議案第16号「かすみがうら市地域学校協働活動推進員設置要綱について」になります。

かすみがうら市地域学校協働活動推進員設置要綱について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

この要綱は、社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき、地域と学校の連携協働を一層推進するため、教育委員会が委嘱する地域学校協働活動推進員の設置及びその役割について定めるものであります。

まず、第2条では推進員の設置について定めています。本市においては、霞ヶ浦中学校区、下稻吉中学校区及び千代田義務教育学校区の各学校区において地域の実情に応じて推進員を配置できることとし、各学校区の校長及び生涯学習課長の推薦を踏まえ、教育委員会が委嘱する仕組みとしています。

次に第3条において、推進員の主な活動内容について規定しています。具体的には、地域学校協働活動の企画及び立案に関する事、学校と地域との連絡調整、学校支援ボランティアの募集及び確保に関する事、さらに学校運営協議会との連携など学校と地域をつなぐコーディネーターとしての役割を担うものです。また、推進員は、他の学校区の推進員と連携しながら活動できることとし、協力体制の構築を図ってまいります。

第4条では任期を定めており、委嘱を受けた日から年度末までとして、再任を可能としています。

第5条では、守秘義務を規定し、その活動上知り得た情報の適正な管理を徹底しています。

第6条では、心身の故障および推進員としてふさわしくない行為を行った場合の解職について定めております。

第7条では、活動状況の把握のため毎月の活動報告書の提出を定めております。それは、29ページにある報告書の様式を提出していただくこととしています。

なお、本要綱は令和8年4月1日から施行となっております。この要綱の策定により、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制の充実を図ってまいります。

説明は以上です。

教 育 長 ただいまの説明について、何か質問等がありましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑がないようですので、議案第14号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第16号については、議案のとおり可決されました。
次に議案第17号「かすみがうら市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を議題といたします。
事務局学校教育課教育指導室より説明をお願いいたします。

教育指導室長 資料30ページになります。
議案第17号「かすみがうら市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」になります。

標記の件について、別紙のとおり策定したいので、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料31ページからをご覧ください。

こちらの計画については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施

行されることによるものです。具体的には、教育職員に関しては、教職調整額が4%現在支給されておりますが、4月1日からそれが5%に引き上げられることによって、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を市で策定して実施しなさいという趣旨のもとに行われるものになります。

サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に則して、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることとなっております。

資料33ページからをご覧ください。こちらに計画の趣旨や現状、目標を記載しております。4番の実施する業務量管理・健康確保措置の内容については、文部科学省から示されている学校と教師の業務3分類19項目というものがあります。そちらについて、具体的な取組事例や目標について記載しています。今後この計画を学校に周知するとともに市ホームページで公表していくことになっていきます。

説明は以上になります。

教 育 長

ただいまの説明について、何か質問等がありましたらお願いいたします。

稲 生 委 員

実施計画の内容について質問してもよろしいでしょうか。

35ページのところに、「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」という記載があります。私自身が教師をしていた時から大変な対応でした。児童生徒の中には、様々な家庭があり、日中は保護者と連絡がつかず、帰りが遅い保護者を待って対応となると、結局夜遅くになってしまうというそのような状況を思い出されます。

ただ、実態として学校に来ることができない子どもが増加しているという現状があると思います。

一番に聞きたいことは、「教育支援センターの機能強化を図り、効果的な支援を促進する」という記載がありますが、例えば具体的にどのようなことを想定しているのか、どのようなことを念頭に置いているのか教えてください。

教育指導室長

委員からありました不登校児童生徒への対応ということで、夜遅くにならないと、保護者がいないということに関しまして、現状ではスクールソーシャルワーカーを県の予算で入れております。その方が学校に代わって家庭訪問をしていただいているということもあります。そのような現状から不登校が解消したという例もございますので、そういったものは継続していきたいと思っています。

そして質問がありました、市の教育支援センターの機能強化ということですが、こちらはずっと課題として挙げているところではあります。相談センターが市内にありますが、今は相談センターで児童生徒が来るのを待っているという状況ですが、実際に各家庭に訪問などができる体制が取れるようにしたいと考えております。ただ、そのような体制に変えるためには様々な解決しなければいけない課題がありますので、そういったものを解決し、より強化できればと考えております。

説明は以上になります。

稲 生 委 員

不登校児童生徒を減らすというよりは、子どもたちの行く場所を作っていただきたいと思います。家の中に閉じこもるのではなく、外に出て家ではない場所を見つけられるといいなと思っています。

それから、家庭への対応という部分で、スクールカウンセラーやスクー

ルソーシャルワーカー等に入るのかもしれないのですが、私自身が民生委員をしていて、民生委員は児童委員というものも兼ねており、年に1回程度学校との交流などをやっております。学校の現状をそこで伝えるというのはなかなか難しいかもしれませんが、民生委員は各地区におりますので、民生委員の方にも学校でお困りなことがあれば、連絡を取り活用していただくことも可能ではないかと考えております。

子どもたちのために、家庭のために、そのようなところを活用し学校と地域の連携をとればと考えております。

学校だけで解決しようと思うと、やはり難しいものもあると思いますので、そういったところも活用することもよろしいのかなと思いました。

教 育 長 その他にご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑がないようですので、議案第17号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第17号については、議案のとおり可決されました。
次に議案第18号「令和8年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について」を議題といたします。
事務局学校教育課教育指導室より説明をお願いいたします。

教育指導室長 資料37ページになります。
議案第18号「令和8年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について」になります。

標記の件について、別紙のとおり策定したいので、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料38ページからご覧ください。令和8年度かすみがうら市学校教育指導方針になります。

「学校教育目標」、「目指す子どもの姿」、「基本理念」、「目標現実のための教育指導室の運営の重点」については、今年度変更点はありません。県の指導方針を受けて設定をしているものとなります。

39ページからは変更点について説明をさせていただきます。1の確かな学力の定着では、重点内容を変更しました。重点内容は二重丸がついているものとなります。変更の理由としては、全国学力学習状況調査等の結果から、本市においては自分の考えを適切にまとめて相手を意識しながら適切に表現することが課題であるということからそれを踏まえて重点目標を変更させていただきました。

2の豊かな心の育成では、重点項目を追加しております。上から2つ目の二重丸である多様性を認め合い好ましい人間関係を育成するため授業づくり集団づくりが大切であるということでこちらを追加しております。

資料40ページをご覧ください。3の健康の増進や体力の向上では、重点項目を3つ目の項目である体育・保健体育の授業展開の工夫の2点目に変更しています。体力の低下、二極化がみられることから、県で策定し各学校で作る体力アップ推進プランを活用した具体的な取組を推進してい

ただきたいと思い変更しました。

4の時代の変化やグローバル社会への対応では、4つ目の項目である地域との連携・協働の促進の1点目を変更しています。昨年度は、コミュニティスクールの設置に向けた内容になっておりましたが、市内全校でコミュニティスクールが始まり、より充実した内容となるように変更しております。5の特別支援教育の推進及び小中一貫教育推進のねらいについては変更ありません。説明は以上になります。

教 育 長

ただいまの説明について、何か質問等がありましたらお願いいたします。

稲 生 委 員

教育の情報化が非常に進んでいて、公開授業などで私も何度か授業を見せてもらっている中で、子どもたちがコンピューターに向かい学習を進めていく環境は、かなり時間を費やしているものであり、やはり家でも同じような環境なのかなと思います。

現状としては、そのようなICTを重点的にやっていくということですが、やはり子どもたちの教育環境を、子どもたちが健全に育っていくということを考えると、基本である「話すこと」、「書くこと」、それから「本を読むこと」のそのような基本的なことを大事にしながらこのような重点項目があるのかなと考えています。

そのような基本的なことをしっかり学んだ上で、重点項目を今年はこれでやっていこうということが大事だと思います。

それからもう一つ、先生方をお願いしたいことは、子どもたちの声に耳を傾けることを意識してもらいたいと思います。子どもたちの悩み、学習の進め方も含めて、耳をもっと傾けてほしいなと思っています。

耳を傾けること、子どもの声を聞くことは、当たり前かもしれませんが、そういうことがきちんとできてから、重点項目というのがあるのかなと思います。

教育の本来の形というか、それを大事にしながらこの重点項目があるのかなと思いますので、先生方に説明するときにはそのような部分を踏まえながら、今年はこれが重点項目ですという形で、説明していただきたいと思います。

実際に授業を見せてもらったなかで、もっともっと子供たちの声を先生方に聞いてほしいなというような思いがありましたので、発言をさせていただきました。

教育指導室長

まず、GIGA関係に関しましては、9年間を見通しその使い方というのをしっかり指導していく必要があるかと思っています。次期学習指導要領では、技術科の時間が増えるということも出ておりますので、9年間を見通した情報活用能力の育成というのは、今後も実施していきたいと思っております。

また、読み書きの部分について、そちらの重要性というお話もいただきました。これはGIGA端末を使うことによって読み書きを一切しないということではなく、単元計画の中でそういった時間もしっかり確保して、読み書きをしっかりする、基礎能力を定着する時間、GIGA端末を包括的に活用する時間、単元計画をしっかり立てた上で活用していくというのを大事にしていきたいと思っています。

また最後にありました子どもたちの声をとすることは、やはり今の教育指導方針の中でも教育の方針が「させる」というところから「支える」というふうに変ってきておりますので、委員におっしゃっていただいた先

生たちが一方的に指導する、しゃべるということではなく、子どもたちの学習を支えるという、そういった姿勢は大事にしていきたいと思っておりますので、学校には再度指導していきたいと思っております。

教 育 長 その他にご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 質疑がないようですので、議案第18号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第18号については、議案のとおり可決されました。
以上で、本日予定していましたが付議案件の審議は終了しましたが、事務局から議題2件を追加したいとの申し出がありました。本日の議題に追加してよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、本日の議題に追加することにいたします。
追加議題について、配付をお願いいたします。

(追加議題1・2配付)

教 育 長 議案に入る前に、お諮りいたします。
追加議題1・2の、議案第19号及び議案第20号は、教育委員会事務局の人事に関する内容となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第19号から第20号は非公開といたします。

----- [以下、非公開] -----

議案第19号 「かすみがうら市教育委員会の公民館長の職員について」
議案第20号 「かすみがうら市教育委員会事務局職員人事異動について」

----- [以下、公開] -----

教 育 長 以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。
次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 続いて、その他の事項に移ります。
その他報告事項又は質問等ありましたら、お願いいたします。

(「特になし」の声あり)

教 育 長 その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。
次回の教育委員会4月定例会は、令和8年4月22日(水曜日)午前9時から千代田コミュニティセンター視聴覚室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 それでは、そのようにいたします。
以上で、本日の教育委員会3月定例会を閉会いたします。
お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局 起立、礼。

閉会 午前10時20分

- 10 議決事項 議案第11号について可決
議案第12号について可決
議案第13号について可決
議案第14号について可決
議案第15号について可決
議案第16号について可決
議案第17号について可決

議案第18号について可決
議案第19号について可決
議案第20号について可決